

議案第41号

豊橋市教育委員会職員の勤務時間等に関する規定の一部を改正する
訓令について

平成29年12月21日提出

豊橋市教育委員会
教育長 山西正泰

豊橋市教育委員会訓令第4号

豊橋市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年12月21日

豊橋市教育委員会 教育長

豊橋市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

豊橋市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（平成5年豊橋市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正後					
別表第1（第2条関係）					
職員の区分		勤務時間	週勤務時間	休憩時間	週休日
教育政策課	技術職員	8：30～17：15	31時間	12：00～13：00	日曜日、金曜日及び土曜日
	(略)				
(略)					

改正前					
別表第1（第2条関係）					
職員の区分		勤務時間	週勤務時間	休憩時間	週休日
教育政策課	技術職員	9：00～16：00	31時間	12：00～13：00	日曜日及び土曜日
		9：00～17：00			
(略)					
(略)					

附 則

この訓令は、平成29年12月22日から施行する。